

定款の変更について

地方公共団体情報システム機構定款（平成 26 年 3 月 25 日総務大臣認可）の一部を次のように変更する。

目次中「第 8 章 雑則（第 38 条・第 39 条）」を

「第 8 章 情報システムの監査（第 38 条）

第 9 章 情報公開及び個人情報保護（第 39 条・第 40 条） に改める。

第 10 章 雑則（第 41 条・第 42 条）

第 10 条第 3 項中「、当該委員を」を「又は当該委員を」に改め、「又は当該全国的連合組織の職員」を削る。

第 8 章を第 10 章とする。

第 38 条を第 41 条とし、第 39 条を第 42 条とする。

第 7 章の次に次の 2 章を加える。

第 8 章 情報システムの監査

（情報システムの監査）

第 38 条 機構は、その保有する情報システムの安全性及び信頼性を確保するため、第三者による監査を実施するものとし、当該監査の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

第 9 章 情報公開及び個人情報保護

（情報公開）

第 39 条 機構が保有する情報の公開に関し必要な事項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の趣旨にのっとり、理事長が定める。

（個人情報保護）

第 40 条 機構が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、理事長が定める。

附 則

この変更は、総務大臣の認可を受けた日から施行する。

定款変更の概要

1 概要

地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）における地方公共団体のガバナンスの強化、情報システムの適切な運営及び透明性の確保のために、次のとおり定款を変更する。

- ・ 代表者会議の第1号委員がやむを得ず出席できない場合の代理人は、他の出席委員又は地方三団体が指定する首長に限定する。（地方公共団体のガバナンスの強化）
- ・ 第三者による情報システムの監査¹の実施を明文化する。（情報システムの適切な運営）
- ・ 情報公開²の実施を明文化するとともに、情報公開と同様に重要である個人情報保護³の実施についても併せて明文化する。（透明性の確保）

1 住基ネット、公的個人認証サービス、LGWAN等の事業で既に実施済み。

2 機構設立時に行政機関等情報公開法を参考に情報公開制度を整備済み。

3 旧地方自治情報センターの頃からプライバシーマークを取得し適切に運用している。

2 手続き

定款の変更には、代表者会議の議決（機構法第9条）及び総務大臣の認可（機構法第5条）が必要。

3 新旧対照表

新	旧
地方公共団体情報システム機構定款	地方公共団体情報システム機構定款
目次 第1章～第7章（略） 第8章 情報システムの監査（第38条） 第9章 情報公開及び個人情報保護（第39条・第40条） 第10章 雑則（第41条・第42条） 附則	目次 第1章～第7章 同左 第8章 雑則（第38条・第39条） 附則
（代表者会議の定足数及び議決方法） 第10条（略） 2（略） 3 やむを得ない理由により代表者会議に出	（代表者会議の定足数及び議決方法） 第10条 同左 2 同左 3 やむを得ない理由により代表者会議に出

新	旧
<p>席できない委員は、あらかじめ議長にその氏名を通知した他の出席委員（第7条第2項第1号に掲げる委員にあっては、他の出席委員又は当該委員を選定した全国的連合組織が指定する他の都道府県知事、市長若しくは町村長）を代理人として表決の委任をし、又はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。</p> <p>4 （略）</p>	<p>席できない委員は、あらかじめ議長にその氏名を通知した他の出席委員（第7条第2項第1号に掲げる委員にあっては、他の出席委員、<u>当該委員を選定した全国的連合組織が指定する他の都道府県知事、市長若しくは町村長又は当該全国的連合組織の職員</u>）を代理人として表決の委任をし、又はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。</p> <p>4 同左</p>
<p>第8章 情報システムの監査 （情報システムの監査）</p> <p>第38条 機構は、その保有する情報システムの安全性及び信頼性を確保するため、第三者による監査を実施するものとし、<u>当該監査の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第9章 情報公開及び個人情報保護 （情報公開）</p> <p>第39条 機構が保有する情報の公開に関し必要な事項は、<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の趣旨にのっとり、理事長が定める。</u></p> <p>（個人情報保護）</p> <p>第40条 機構が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、理事長が定める。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第10章 雑則 第41条・第42条</p>	<p>第8章 雑則 第38条・第39条</p>

4 施行日

総務大臣の認可を受けた日から施行する。

J-LISの定款変更について

下記のとおり、J-LISの定款変更を行うこととする。

1 定款改正の概要

①代表者会議の代理出席の規定から、「当該全国的連合組織の職員」を削除する。

⇒地方公共団体によるガバナンスをより強化するため、代表者会議の第1号委員がやむを得ず出席できない場合の代理人は、他の出席委員又は地方三団体が指定する首長に限定する。

②第三者による情報システムの監査の実施を明文化※する。

⇒情報システムの適切な運営を確保するため、「機構は、その保有する情報システムの安全性及び信頼性を確保するため、第三者による監査を実施する」ことを明記し、実施に関し必要な事項は、理事長が定めることとする。

※住基ネット、公的個人認証サービス、LGWAN等の事業で、既に毎年実施

③情報公開制度の実施を明文化※する。

⇒機構が保有する情報の透明性を確保するため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の趣旨にのっとり、情報公開に関する規程を整備することを明記する。

※機構設立時に内規を整備済み。

④個人情報保護制度の実施を明文化※する。

⇒個人情報保護法、マイナンバー法の規定に基づき、個人情報保護に関する規程を整備することを明記する。

※機構設立時に内規を整備済み。

2 施行日

総務大臣の認可を受けた日から施行する。